

## 第1回審議会の意見・要望

① 住居探しの支援を受けたい。

【回答】

市として住宅入居等支援事業は実施しておりませんが、住宅入居等支援事業にかわるものとして、地域生活を営む上での支援を受けられる地域移行支援や地域定着支援といった障害福祉サービスがあります。また、それらの支援を受けられる条件に合わなければ一般相談や計画相談の一部として担ってもらうことができます。

一方、実際に支援者が物件を探すにあたっては、不動産会社から探すという手法が一般的ですが、滋賀県において設置されている居住支援協議会に登録する居住支援法人に協力を求めるという方法があります。この事業は、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録された住宅の入居者に対する家賃債務保証義務、賃貸住宅への入居に係る情報提供、相談等の支援を、あらかじめ登録された居住支援法人がサポートする事業です。ただし、現状では入居を拒まない住宅の登録が少なく課題がございます。また、市営住宅を借りる際の連帯保証人の登録については今年4月より廃止をされましたが、連帯保証人の問題は市営住宅に限ったことではないと思いますので、今後、支援の方法について研究を重ねていきたいと考えています。

② 計画の中に、社会環境が変わったら、検討します、というような文言を入れてもよいのでは。

【回答】

頂いたご意見をもとに、第3章のサービスの見込量と確保策(P18)の部分を加筆修正しました。

③ 資料4の相談支援事業所の体制強化について。相談支援事業所数を目標値にすることは分かるが、相談者数を目標にするのではなく、相談員の数を目標にしてはどうか。

【回答】

今回、頂いたご意見に関しては、市としても了知をしており、また、滋賀県においても相談支援体制の充実・強化をはかるために、滋賀県独自の成果目標として、相談支援専門員の数を設定するというお示しが先日ございました。これらのことから、相談支援専門員の数を目標にしたいと考えていますが、積算方法等について検討したいことから、第3回目の審議会にてご提案したいと考えています。

## オブザーバーからの意見・質問(当日ご欠席のため、文書にて)

- ① 基本理念・目標である「障害のある人もない人も、誰もがいきいきと耀けるまち」を実現するために、身体障害者の方に対してどのような施策が用意されているのか。

### 【回答】

全ての施策が基本理念・目標に紐づいていますが、身体障害者の方に対しての施策として、身体介護等の障害福祉サービスのほか、福祉タクシーの助成、身体上の障害を補うための用具の購入や借受け、修理にかかる費用を支給する補装具費の支給、在宅障害者の日常生活の便宜を図るため、透析液加湿器やスチーム装具等の用具の給付または貸与を実施しています。

- ② 発達支援で少年期から青年期に移行する方への支援は継ぎ目なく行われているか。(上記は、強度行動障害の発現を抑制するためにも必要。)

### 【回答】

義務教育終了後も、個別の支援計画を引継ぎ、高校や専門学校等においても、一人ひとりの教育、支援ニーズにもとづき一貫した支援を行うよう努めています。発達支援センターにおいても、高校生以降も学校等と連携しながら相談支援を行っています。

また、中高連絡会を開催し、中学校と高校で引継ぎや支援に関する情報共有を行っています。

- ③ 発達障害者認証ケアマネ(発達支援センターに一名)の活用はできているか。青年期にも活用できているか。 → 強度行動障害への対策を意識できているか。

### 【回答】

草津市の発達支援センターでは、18歳以上の青年・成人期に対しても相談支援を行っており、発達障害者認証ケアマネジメント事業の研修会に参加した相談員が、来所の相談支援や地域の関係機関とのケース会議に出席し支援を行っています。(令和元年度 成人期相談 実人数 99人)

- ④ 障害福祉サービス受給者が介護保険利用年齢に達した場合、スムーズに移行できているか。

### 【回答】

介護保険利用年齢に達する1年以上前に、スムーズな移行に向け、相談支援専門員、介護保険課、地域保健課、地域包括支援センターといった関係機関が集まり、ケースの情報共有を行っています。しかし、本人や介護者、事業所等から介護移行へのご理解を得られず、スムーズに移行できないケースもありますので、ご理解頂けるよう、協議を重ねています。

- ⑤ 支援者がレスパイトできるためのショートステイの整備が基本理念達成の近道になるのではないか。

【回答】

市といたしましても、基本理念・目標を達成するために掲げている8つの成果目標と活動指標のうち1つである「地域生活支援体制の充実」の③「施設整備等の促進」(P10)に記載しておりますように、ショートステイ(短期入所)やグループホーム等の施設整備が必要不可欠であると考えていることから、それら施設の整備事業に対し、補助金の交付を行い、施設整備の促進を行っていきたいと考えています。

- ⑥ 基幹相談支援センターの設置は今計画中の達成目標だったが、次期計画の中でどのように実現していくのか。

【回答】

今年度は基幹相談支援センター設置の前段階である基幹相談支援コーディネーターの配置を行いましたので、来年度以降については、「地域生活支援体制の充実」の②「基幹相談支援センターの設置」(P10)に記載していますように、実現していきたいと考えています。